

第1章 川崎市自治推進委員会

1 川崎市自治基本条例

「川崎市自治基本条例」(以下「自治基本条例」という。)は、自立した自治体の構築とともに市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民の信託に基づく市政運営のルールとして、政令指定都市としては初めて平成16年12月に制定され、翌年4月に施行された。

この条例は、地方分権の時代にふさわしい市民の信託に基づく市政運営を行っていくことを目的として、市政運営に市民が主体的に参加することなどを原則とする市民自治の基本理念、本市の自治の基本を定める最高規範としての位置付け、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則、自治の基本理念を具現化するための制度構築等について規定している。

条例に基づくこれまでの取組として、参加と協働の拠点としての区のあり方や区民会議の創設などの規定に基づき、区役所の組織及び機能の整備、区民会議の設置、区の自主企画予算である協働推進事業費の増額など、区行政改革を展開してきた。

また、条例に位置付けられた新しい市民自治の仕組みづくりとして、パブリックコメント手続、協働型事業のルールの策定、住民投票制度の創設など、参加と協働の制度・仕組みを整備してきた。

【自治基本条例】

第一章 総則		
1 目的(第1条) 市民自治の確立	2 位置付け等(第2条) 最高規範性	3 定義(第3条) 市民/参加/協働
4 基本理念(第4条) 市民自治の確立を目指すための基本理念 市民の自治/市民の手による自治/市民のための自治	5 自治運営の基本原則(第5条) 情報共有の原則/参加の原則/協働の原則	
第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等		
1 市民(第6~9条) ○市民の権利 ○市民の責務 ○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等	2 議会(第10~12条) ○議会の設置 ○議会の権限・責務 ○議員の責務	
3 市長等(第13~22条)		
市長等 ○市長の設置 ○市長等の権限・責務等	行政運営等 ○行政運営の基本等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置	区 ○区及び区役所の設置 ○必要な組織の整備等 ○区長の設置・役割 ○区民会議
第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等		
1 情報共有による自治運営(第23~27条) ○情報提供 ○会識公開 ○情報公開 ○個人情報保護 ○情報共有の手法等の整備	2 参加及び協働による自治運営(第28~32条) ○多様な参加の機会の整備等 ○パブリックコメント手続 ○協働推進の施策整備等 ○審議会等の市民委員の公募 ○住民投票制度	
3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条) 自治推進委員会		
第四章 国や他の自治体との関係		
国や他の自治体との関係(第34条) 国や他の自治体との相互協力等		

2 川崎市自治推進委員会の設置目的等

川崎市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」という。）は、自治基本条例第33条に基づいて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置され、次に掲げる事項を所掌事務としている。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

【自治基本条例抜粋】

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

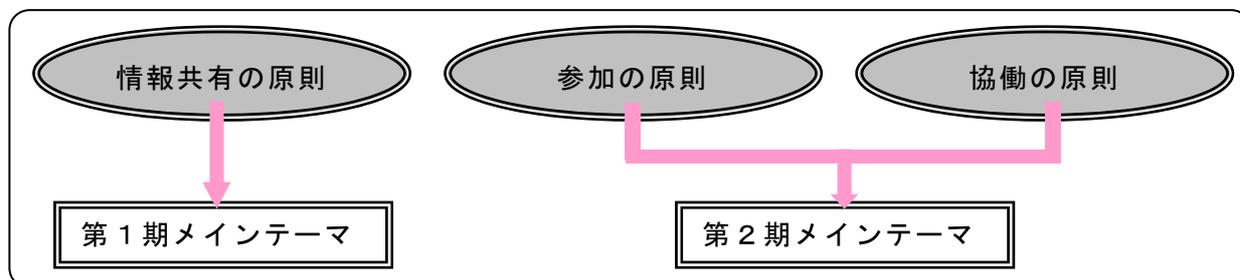
第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

なお、自治推進委員会では、自治運営の基本原則に基づく制度等であっても、川崎市市民活動推進委員会や川崎市都市型コミュニティ検討委員会など審議機関が既に設置されている場合には、重複を避けるために、当該審議会の所掌事項は調査審議の対象としない。

3 第2期自治推進委員会の調査審議事項

第1期の自治推進委員会では、自治運営の基本原則の1つである「情報共有の原則」や「協働のまちづくり」、「区民会議」などについて重点的に調査審議したが、第2期では、第1期の調査審議を踏まえて、「参加」、「協働」をメインテーマとして、制度・仕組みの検証、参加・協働の事例などについて調査審議することとした。

【自治運営の基本原則】



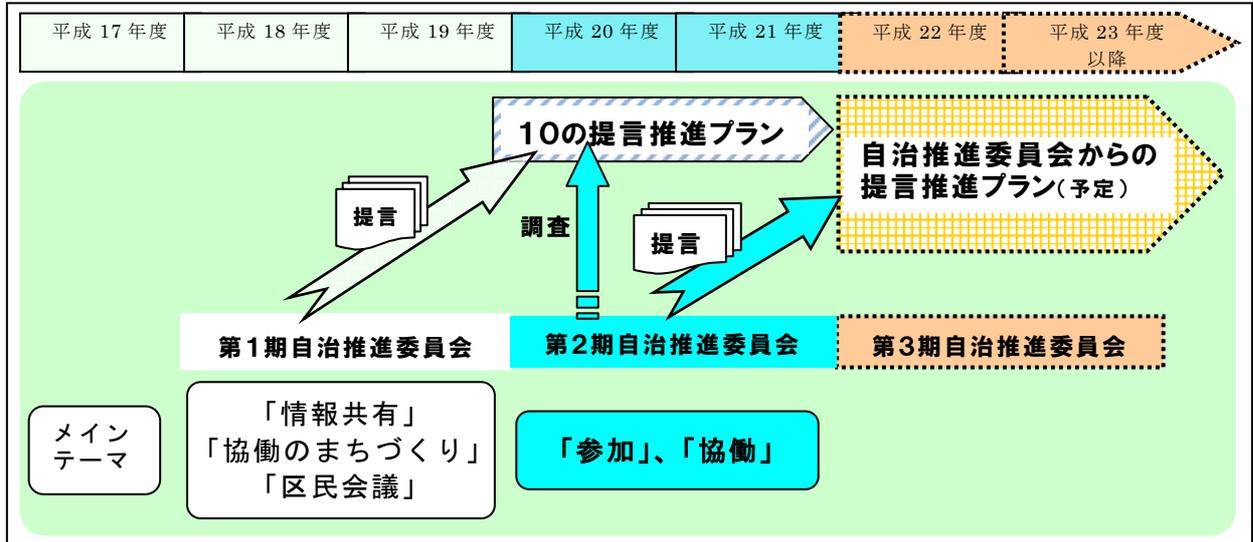
(1) 自治基本条例に基づく取組状況

自治基本条例における制度・仕組みの運営状況を俯瞰的に把握するため、条文と照らし合わせて、条文に基づく制度・仕組みがどのように運営されているかを把握するため、それぞれの取組状況を調査することとした。

(2) 第1期自治推進委員会の提言に対する取組状況

川崎市では、第1期自治推進委員会からの提言を受け、それを具現化するために「市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン」を策定していることから、そのプランに基づく自治推進の取組状況について調査することとした。

【自治推進委員会の提言と取組の関係】



(3) 参加と協働に関する制度の検証

自治基本条例では、第3条において「参加」と「協働」を定義するとともに、第5条において、「情報共有の原則」と並び、「参加の原則」と「協働の原則」を自治運営の基本原則として規定している。また、具体的な制度に関する条文としては、「参加」に関しては第28条から第31条に、「協働」に関しては第32条に規定されている。

第2期自治推進委員会では、自治基本条例で規定されている「参加」、「協働」に関する制度の概要を確認し、それぞれの制度の運営状況や運営上の課題について調査審議することとした。

【自治基本条例抜粋】

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによつて、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(4) 参加と協働に関する事例検証

①参加に関する事例検証

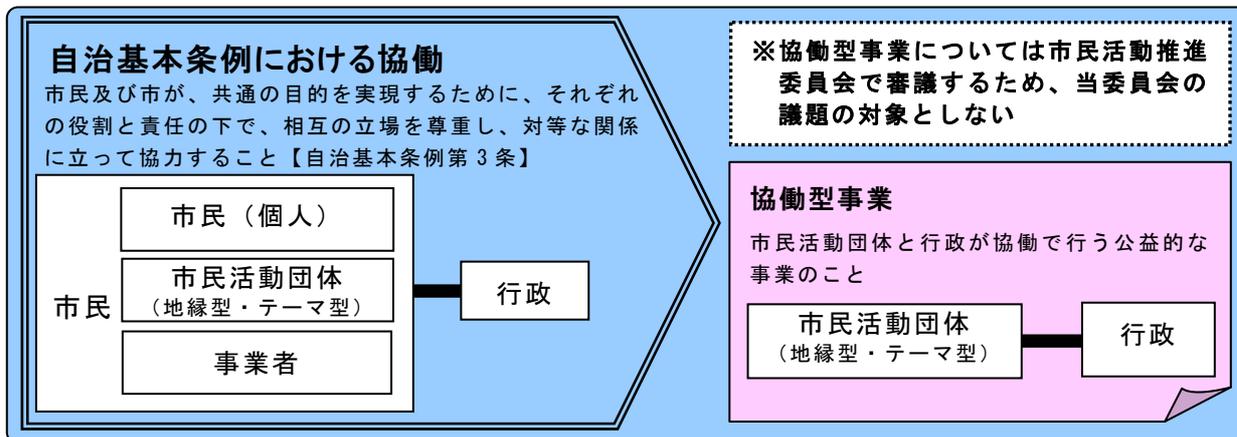
「参加」については、政策の形成過程、執行過程、評価過程に参加がどのように取り入れられているかという視点から調査審議を行った。まず、自治基本条例に規定されている「参加」、「協働」に関する制度の運営状況等を確認した上で、それぞれの制度が実際にどのように運営されているかを調査審議するため、具体的な事例を通して検証することとした。次に、計画や施設整備等の政策形成、執行、評価のそれぞれの段階にどのような参加がなされているかを検証することにより、様々なケースの中から自治を推進していくための参加の形態等を導き出すこととした。

②市民活動団体以外との協働に関する事例検証

市民活動団体と行政との協働における基本的なルールを定めた「協働型事業のルール」に関する事項については、市民・こども局に設置している「第4期川崎市市民活動推進委員会」（平成20年4月～平成22年3月）において調査審議されているところである。しか

し、自治基本条例第3条において、「市民」の定義として、「本市の区域に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」をいうとしており、多様な主体によるまちづくりにより市民自治を推進していくことを明記している。そのため、この自治推進委員会では市民活動推進委員会との重複を避け、市民活動団体以外との協働に焦点を当てて調査審議することとした。

【協働とは】



③区民会議の取組状況に関する検証

区民会議においては、「参加」と「協働」の原点ともいえる制度であるため、区民会議の運営状況と課題についても調査審議することとした。区民会議では、地域の課題を抽出し、それに対する解決策について、話し合われており、その過程の中で参加と協働がどのように取り入れられているかについて調査審議することとした。

【第2期自治推進委員会の調査審議事項】

